

# 相続税の申告要否判定コーナー入力例

## 操作事例編

### ○ 事例

#### 1 相続人等

令和7年1月にA（被相続人）が死亡し、その配偶者と子供2人の合計3人で、Aの財産等を相続した。

#### 2 財産等の内訳

##### 【相続財産】

##### ① 土地（被相続人の自宅の敷地）

路線価：220千円、所在地：東京都●●区●●町1丁目1-1、面積：330㎡

※ 「1つの道路に接している土地等」であり、共有持分はない。

##### ② 建物（被相続人の自宅の建物）

所在地：東京都●●区●●町1丁目1-1、固定資産税評価額：18,000千円

※ 共有持分はない。

##### ③ 現金 10,000千円

預貯金（▲▲銀行■支店）10,000千円（既経過利子の額を含む。）

##### 【債務・葬式費用】

##### 債務（▲▲銀行■支店）

借入先の住所：東京都●●区●●町2丁目2-1、債務の金額：1,100千円

##### 葬式費用（▲▲葬儀社）

支払先の住所：東京都●●区●●町2丁目2-2、葬式費用：1,500千円

## 目 次

1	相続税の申告要否判定コーナートップ画面	1
2	ご利用の前に	3
3	法定相続人の数の入力	4
4	「相続財産等の入力」画面（入力前）	6
5	土地等の入力	8
6	建物の入力	15
7	現金・預貯金の入力	17
8	債務・葬式費用の入力	19
9	「相続財産等の入力」画面（入力後）	21
10	申告要否判定	23
11	留意事項	25
12	相続税の申告要否検討表の印刷	27

## 操作事例編

相続税の申告要否判定コーナーの入力方法について、事例を基にご説明します。

なお、データの保存・読込方法や申告要否検討表の印刷方法などについては、個別の入力例をご覧ください。

### 1 相続税の申告要否判定コーナートップ画面

国税庁 相続税の申告要否判定コーナー ① 入力例・FAQ等

申告要否判定コーナートップ

② 相続税とは

相続税は、被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）の財産を相続、遺贈や相続時精算課税による贈与によって取得した場合に、その取得した財産の価額を基に課される税金です。

相続税の申告が必要なとき

相続財産等の合計額が遺産に係る基礎控除額（法定相続人の数によって決まります。）を超える場合に、相続税の申告が必要となります。なお、基礎控除額を超えない場合でも、遺産分割の内容によっては相続税の申告が必要となる場合がありますので、詳しくは[こちら](#)をご覧ください。また、相続税の申告期限を確認したい方は、[こちら](#)をご覧ください。

相続税の申告要否判定コーナーとは

- 相続財産の金額などを入力することにより、相続税の申告のおおよその要否を判定するものです。
- 相続税の申告書を作成するものではありませんので、ご注意ください。
- 税務署から相続についてのお尋ねが届いた方が、税務署への回答を作成する場合にも利用することができます。
- 小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）及び配偶者の税額軽減（配偶者控除）を適用した場合の税額計算シミュレーションを行うことができます。

判定を開始する

判定前にご利用ガイドをご覧ください。

③  **新規**に申告要否の判定を開始する >

④  保存データを利用して判定を**再開**する >

⑤ ご利用ガイド

相続税の申告要否判定コーナーをご利用の前に必ずお読みください。

- [ご利用になれない方](#)
- [入力に当たって参考となる書類](#)
- [お知らせ](#)
- [データの保存・読込](#)

相続税に関するご相談について [税理士をお探しの方へ](#) [Web-TAX-TVはこちら](#)

お問い合わせ [個人情報保護方針](#) [利用規約](#) Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 当コーナーの入力例やパソコンの操作方法等についてのFAQを掲載しています。
- ② 相続税の概要について説明しています。
- ③ 「新規に申告要否の判定を開始する」ボタンをクリックすると、相続税の申告要否の判定が始まります。
- ④ 「保存データを利用して判定を再開する」ボタンをクリックすると、相続税の申告要否判定コーナーで一時保存したデータや判定後のデータを読み込んで、前回の続きから再開することができます。
- ⑤ 「ご利用ガイド」は、相続税の申告要否判定コーナーをご利用になる際の注意事項等が掲載されています。当コーナーをご利用になる前に、必ずご覧ください。

## 2 ご利用の前に

### 国税庁 相続税の申告要否判定コーナー

[入力例・FAQ等](#)

#### ご利用の前に

①

トップ画面 > **推奨環境等** > 法定相続人の数の入力 > 相続財産等の入力 > 申告要否判定 > 留意事項 > 印刷・終了

②

#### 申告要否判定までの流れ

相続税の申告の要否を判定するため、次の1から4の順番に沿って進みます。  
画面の案内に従って金額等を入力することで、相続税の申告の要否を判定します。

1. [法定相続人の数の入力](#)
2. [相続財産等の入力](#)
3. [申告要否判定](#)
4. [入力内容の確認・印刷](#)

③

#### 推奨環境をご確認ください

当コーナーでは、次の表に記載したソフトウェアの組み合わせが推奨環境となります。推奨環境とは、国税庁において動作を確認した環境です。サポートが終了しているOS等を含め、次の表に記載したソフトウェアの組み合わせ以外は推奨環境外となりますので、使用できないおそれがあります。

OS	ブラウザ	PDF閲覧ソフト
Windows 11	Microsoft Edge Firefox (※) Google Chrome	Adobe Acrobat Reader DC

※ 当コーナーで作成した「相続税の申告要否検討表」(PDF)をe-Taxで提出する場合は、他のブラウザでe-Taxをご利用ください。

④

①から③までの内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックします

お問い合わせ 個人情報保護方針 利用規約 Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 進行状況が表示されます。
- ② 相続税の申告要否判定コーナーを利用した、相続税の申告要否の判定までの流れについて説明しています。
- ③ 相続税の申告要否判定コーナーを利用する場合におけるパソコンなどの推奨環境について説明しています。
- ④ ①から③までの内容を確認し、「次へ進む」ボタンをクリックします

### 3 法定相続人の数の入力

国税庁 相続税の申告要否判定コーナー ? 入力例・FAQ等

#### 法定相続人の数の入力

トップ画面 > 推奨環境等 > **法定相続人の数の入力** > 相続財産等の入力 > 申告要否判定 > 留意事項 > 印刷・終了

遺産に係る基礎控除額を算出するため、次の項目について入力してください。  
なお、相続を放棄された人がいる場合は、その人も含めて入力してください。

① **配偶者について**

被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）に配偶者はいますか。 **必須**

配偶者が既に亡くなられている場合は、「いいえ」を選択してください。

はい  いいえ

② **その他の相続人（子供など）について**

被相続人に子供はいますか。 **必須**

子供が既に亡くなられている場合や被相続人に養子がいる場合は、取扱いが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

はい  いいえ

子供の人数を入力してください。

人

**遺産に係る基礎控除額**

上記の入力内容より、遺産に係る基礎控除額を計算します。「計算」ボタンをクリックしてください。

遺産に係る基礎控除額は、 **4,800万円** です。

③ **計算**

④ **前に戻る**      ⑤ **次へ進む**

- ① 被相続人に配偶者がいる場合は「はい」、いない場合は「いいえ」を選択します。
- ② 被相続人に子供がいる場合は「はい」を選択し、子供の人数を入力します。子供がいない場合は「いいえ」を選択します。
- ③ 「計算」ボタンをクリックすると、遺産に係る基礎控除額が表示されます。
- ④ 「前に戻る」ボタンをクリックすると、「ご利用の前に」画面へ戻ります。
- ⑤ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「次へ進む」ボタンをクリックします。

## 【被相続人に子供がない場合】

### 1 父母がいる場合

その他の相続人（子供など）について

---

被相続人に子供はいますか。 **必須**

子供が既に亡くなっている場合や被相続人に養子がいる場合は、取扱いが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

はい  いいえ

被相続人に父母（養父母を含みます。）はいますか。

父母が既に亡くなっている場合は、取扱いが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

はい  いいえ

父母の人数を入力してください。

人

被相続人に父母がいる場合は「はい」を選択して、父母の人数を入力します。父母がない場合は「いいえ」を選択します。

### 2 父母がいない場合

その他の相続人（子供など）について

---

被相続人に子供はいますか。 **必須**

子供が既に亡くなっている場合や被相続人に養子がいる場合は、取扱いが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

はい  いいえ

被相続人に父母（養父母を含みます。）はいますか。

父母が既に亡くなっている場合は、取扱いが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

はい  いいえ

被相続人に兄弟姉妹はいますか。

兄弟姉妹が既に亡くなっている場合は、取扱いが異なりますので、[こちら](#)をご覧ください。

はい  いいえ

兄弟姉妹の人数を入力してください。

人

被相続人に兄弟姉妹がいる場合は「はい」を選択して、兄弟姉妹の人数を入力します。兄弟姉妹がいない場合は「いいえ」を選択します。

この事例では、被相続人に配偶者と子供が2人いますので、「被相続人（亡くなられた人のことをいいます。）に配偶者はいますか。」と「被相続人に子供はいますか。」で「はい」を選択して、子供の人数「2」を入力します。

## 4 「相続財産等の入力」画面（入力前）

国税庁 相続税の申告要否判定コーナー
① 入力例・FAQ等

**相続財産等の入力**

トップ画面 > 推奨環境等 > 法定相続人の数の入力 > **相続財産等の入力** > 申告要否判定 > 留意事項 > 印刷・終了

該当する項目の「入力する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って入力してください。  
 入力終了した項目については、「訂正・内容確認」ボタンが表示されるとともに「金額」欄に入力結果が表示されます。  
 該当する全ての項目の入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

相続財産の金額の算出方法（評価方法）[はこちら](#)

**②** 当画面の入力例

**相続財産**

項目	金額	操作
<a href="#">土地等</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
<a href="#">建物</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
<a href="#">有価証券</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
<a href="#">現金・預貯金</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
<a href="#">生命保険金等・死亡退職金等</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
<a href="#">その他の財産</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
<a href="#">相続特種算課税適用財産</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
相続財産の合計額		- 円

**債務及び葬式費用**

項目	金額	操作
<a href="#">債務・葬式費用</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
債務及び葬式費用の合計額		- 円

**相続開始前3年以内の贈与財産**

項目	金額	操作
<a href="#">相続開始前3年以内の贈与財産</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
相続開始前3年以内の贈与財産の合計額		- 円

**教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額**

項目	管理残額	操作
<a href="#">教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額</a>		- 円 <input type="button" value="入力する"/>
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額		- 円

**i** 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

- ① 当コーナーの入力例やパソコンの操作方法等についてのFAQを掲載しています。
- ② 該当する項目の「入力する」ボタンをクリックすると、各項目の入力画面が表示されます。

この事例では、「土地」、「建物」、「現金・預貯金」及び「債務」を相続し、「葬式費用」を支払っていますので、該当する項目の「入力する」ボタンをそれぞれクリックして、その内容を入力していきます。

## 5 土地等の入力

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

相続税の申告要否判定コーナー 入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

---

### 土地等の入力

① 当画面の入力例

次の項目について入力し、入力が終了したら「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。  
 なお、全ての土地等の評価額がお分かりの方は、「2 土地等の評価額」の合計欄に評価額を直接入力してください。

#### 1 土地等の評価

土地等の評価方式には、[路線価方式](#)と[倍率方式](#)があります。

② **【路線価方式】**  
 路線価方式とは、路線価に面積などを乗じて評価する方式で、路線価図を用いて評価額を算出します。  
 なお、路線価とは、路線(道路)に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことで、千円単位で表示しています。

**【倍率方式】**  
 倍率方式とは、路線価が定められていない地域の評価方式で、[固定資産税評価額](#)に地域ごとの倍率を乗じて評価額を算出します。

路線価が定められている地域かどうかは、[路線価図](#)及び[評価倍率表](#)をご確認ください。  
 路線価図及び評価倍率表については、[こちら](#)をご覧ください(最新年分の路線価図等の公開時期は、その年の7月頃となります。)

③ ※ 「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」の評価方法等について  
 「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」は、区分所有建物の価額とその敷地(敷地権)の合計額によって評価します。詳しくは[国税庁ホームページのタックスアンサー](#)をご覧ください。  
 当コーナーでは、一定の場合に該当しない方は、「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」を入力して相続税の申告の要否を判定することはできませんので、ご注意ください。  
 なお、当コーナーで入力可能な場合は、当画面では、敷地(敷地権)の価額を入力してください。

土地等の評価方式を確認の上、次の「区分」欄の「路線価」又は「倍率」ボタンをクリックしてください(土地等の評価額を算出する入力画面に進みます。)

④

No	区分	評価方式	利用区分 借地権割合	所在地			評価額
			路線価・ 固定資産税 評価額	面積	倍数	持分割合	
1	<span style="background-color: #a52a2a; color: white; padding: 2px;">路線価</span>						
	<span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">倍率</span>						
2	<span style="background-color: #a52a2a; color: white; padding: 2px;">路線価</span>						
	<span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">倍率</span>						
3	<span style="background-color: #a52a2a; color: white; padding: 2px;">路線価</span>						
	<span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">倍率</span>						
4	<span style="background-color: #a52a2a; color: white; padding: 2px;">路線価</span>						
	<span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">倍率</span>						
5	<span style="background-color: #a52a2a; color: white; padding: 2px;">路線価</span>						
	<span style="background-color: #0056b3; color: white; padding: 2px;">倍率</span>						

前へ
1/3ページ
次へ
⑤

※ 土地等が16件以上ある場合は、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

#### 2 土地等の評価額

⑥

合計 [10桁以内] 円

< 戻る
入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

8

## (1) 「土地等の入力」画面（入力前）

6 ページの「相続財産等の入力」画面から土地等の「入力する」ボタンをクリックすると「土地等の入力」画面が表示されます。

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 評価する土地等について、路線価図及び評価倍率表により路線価が定められている地域かどうか確認します。

なお、「[こちら](#)」をクリックすると、路線価図及び評価倍率表を確認することができます。

- ③ 居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション）の評価方法等について説明しています。
- ④ ②で土地等の評価方式を確認後、路線価方式の場合は「区分」欄の「路線価」ボタンをクリックし、「倍率方式」である場合は「倍率」ボタンをクリックします。
- ⑤ 土地等が6件以上ある場合は、「次へ」ボタンをクリックし、6件目以降を入力します。  
なお、土地等は最大15件まで入力できます。
- ⑥ 「No.1」から「No.15」欄の評価額の合計が表示されます。既に、全ての土地等の評価額がお分かりの場合は、その評価額を「合計」欄に直接入力することもできます。

直接入力した評価額と「1 土地等の評価」の評価額の合計が一致しない場合は、確認のメッセージが表示されますので入力内容を確認します。

なお、次のいずれかに該当する場合は、当コーナーの「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」を受ける場合のシミュレーションは、ご利用できませんのでご注意ください。

- ・「土地等の入力」画面の入力が無い場合
- ・「土地等の入力」画面で、入力した土地等の利用区分が「自用地」及び「借地権」以外の場合
- ・土地等ごとの各評価額を算出せずに合計欄に金額をまとめて入力している場合
- ・土地等ごとの各評価額の合計と合計欄の金額が一致していない場合

### ※ 土地等が16件以上ある場合

全ての土地等の評価額がお分かりの場合は、評価額を「2 土地等の評価額」の「合計」欄に直接入力することにより、申告要否の判定を行うことができます。ただし、その場合は、当コーナーの「小規模宅地等の特例（特定居住用宅地等）の適用」を受ける場合のシミュレーションは、ご利用できませんのでご注意ください。

この事例では、「路線価方式」の土地を相続していますので、「路線価」ボタンをクリックします。

## イ 評価する土地等

「土地等の入力」画面の「路線価」ボタンをクリックすると、「土地等の入力（路線価方式）」画面が表示されます。

- ① 路線価を確認したい場合は、「路線価図の閲覧」ボタンをクリックします。
- ② 評価する土地等について、該当する形状のボタンをクリックします。
- ③ ②の形状の土地等であっても、当コーナーを利用して評価額を算出できない場合があります。詳しくは「ご利用になれない方」をご覧ください。

この事例では、「1つの道路に接している土地等」ボタンをクリックします。

ロ 土地等の入力（路線価等の入力）

「土地等の入力（路線価方式）」画面の「1つの道路に接している土地等」ボタンをクリックすると、「土地等の入力（路線価等の入力）」画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナー

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

### 土地等の入力(路線価等の入力)

① 当画面の入力例

次の項目について入力し、「計算」ボタンをクリックすると、評価額が計算されます。  
 評価額を確認したら「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。  
 路線価や借地権割合等の確認方法については、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

#### 1 1つの道路に接している土地等

② 路線価図の閲覧

③

土地等の利用区分【必須】	自用地
【借地権割合】	- 選択してください - (注)
【路線価 ①】 [5桁以内] 【必須】	220 千円

(注)借地権割合

記号	借地権割合	記号	借地権割合
A	90%	E	50%
B	80%	F	40%
C	70%	G	30%
D	60%	無	20%

※ 路線価図に掲載されています。

所在地 [全角40文字以内]

東京都●●区●●町1丁目1-1

土地等の面積 [10桁以内]

【必須】 330 m<sup>2</sup>

持分割合 [各10桁以内]

※ 共有の場合は持分割合を入力して計算します。  はい  いいえ

#### 2 評価額

④ 計算

⑤ 評価額 72,600,000 円

⑦ < 戻る

⑥ 入力内容をクリア

⑧ 入力終了(次へ)>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約

Copyright(C) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

11

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 路線価を確認したい場合は、「路線価図の閲覧」ボタンをクリックします。
- ③ 土地等の利用区分をプルダウンから選択し、路線価や土地等の面積などを入力します。  
「土地等の利用区分」が貸宅地、貸家建付地又は借地権の場合は、借地権割合をプルダウンから選択します。

なお、「土地等の利用区分」（自用地、貸宅地、貸家建付地、借地権）に応じて、入力する項目が異なります。

#### 【土地等の利用区分】

利用区分に応じた入力項目（必須項目）は次のとおりです。

- (1) 自用地  
路線価、土地等の面積
- (2) 貸宅地  
路線価、借地権割合、土地等の面積
- (3) 貸家建付地  
路線価、借地権割合、土地等の面積
- (4) 借地権  
路線価、借地権割合、土地等の面積

#### 【路線価】

路線価は千円単位で入力します。また、小数点は入力できません。

#### 【借地権割合】

借地権割合は記号・割合で表示しています。

また、借地権割合の内容については、入力画面の「(注)借地権割合」で確認してください。借地権割合は、路線価図で確認することができます。

- ④ ③の入力が終了したら、「計算」ボタンをクリックします。
- ⑤ ④で「計算」ボタンをクリックすると、評価額が表示されます。
- ⑥ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 1つの道路に接している土地等」及び「2 評価額」欄の入力内容が全て削除されます。
- ⑦ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「土地等の入力（路線価方式）」画面へ戻ります。
- ⑧ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

この事例では、自宅の敷地を相続していますので、「土地等の利用区分」は「自用地」を選択します。

また、「路線価①」に「220」、「所在地」に「東京都●●区●●町1丁目1-1」、「土地等の面積」に「330」と入力します。

なお、自用地ですので「借地権割合」は入力できず、また、共有ではありませんので「持分割合」は「いいえ」のまま変更しません。

入力後、「計算」ボタンをクリックすると、土地等の評価額が表示されます。

(2) 「土地等の入力」画面（入力後）

「土地等の入力（路線価等の入力）」が終了すると、「土地等の入力」画面に戻ります。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY  
相続税の申告要否判定コーナー 入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

---

**土地等の入力** 当画面の入力例

次の項目について入力し、入力が終了したら「入力終了（次へ）」ボタンをクリックしてください。  
 なお、全ての土地等の評価額がお分かりの方は、「2 土地等の評価額」の合計欄に評価額を直接入力してください。

**1 土地等の評価**

土地等の評価方式には、**路線価方式**と**倍率方式**があります。

**【路線価方式】**  
 路線価方式とは、路線価に面積などを乗じて評価する方式で、路線価図を用いて評価額を算出します。  
 なお、路線価とは、路線（道路）に面する標準的な宅地の1平方メートル当たりの価額のことです。千円単位で表示しています。

**【倍率方式】**  
 倍率方式とは、路線価が定められていない地域の評価方式で、**固定資産税評価額**に地域ごとの倍率を乗じて評価額を算出します。

路線価が定められている地域かどうかは、路線価図及び評価倍率表をご確認ください。  
 路線価図及び評価倍率表については、[こちら](#)をご覧ください（最新年分の路線価図等の公開時期は、その年の7月頃となります。）。

※ 「居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション）」の評価方法等について  
 「居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション）」は、区分所有建物の価額とその敷地（敷地権）の合計額によって評価します。詳しくは[国税庁ホームページのタックスアンサー](#)をご覧ください。  
 当コーナーでは、一定の場合に該当しない方は、「居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション）」を入力して相続税の申告の要否を判定することはできませんので、ご注意ください。  
 なお、当コーナーで入力可能な場合は、当画面では、敷地（敷地権）の価額を入力してください。

土地等の評価方式を確認の上、次の「区分」欄の「路線価」又は「倍率」ボタンをクリックしてください（土地等の評価額を算出する入力画面に進みます。）。

No	区分	評価方式	利用区分 借地権割合	所在地			評価額
			路線価・ 固定資産税 評価額	面積	倍数	持分割合	
1	修正 削除	路線価	自用地	東京都●●区●●町1丁目1-1			72,600,000円
			220,000円	330m <sup>2</sup>		/	
2	路線価 倍率						
3	路線価 倍率						
4	路線価 倍率						
5	路線価 倍率						

前へ
1/3ページ
次へ

※ 土地等が16件以上ある場合は、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

**2 土地等の評価額**

②
 合計 [10桁以内]  
72,600,000 円

③
< 戻る
④
入力終了（次へ）>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 Copyright© NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

13

- ① 路線価方式の入力画面で入力終了すると、「路線価」及び「倍率」のボタンが「修正」及び「削除」ボタンに変わり、入力内容が表示されます。表示された入力内容を確認し、修正又は削除する場合は、それぞれのボタンをクリックします。
- ② ①に入力されている評価額の合計が表示されます。
- ③ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ④ 入力終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

## 6 建物の入力

土地等の入力終了した後、6ページの「相続財産等の入力」画面から建物の「入力する」ボタンをクリックすると、「建物の入力」画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
相続税の申告要否判定コーナー
入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

### 建物の入力

① 当画面の入力例

次の項目について入力し、「計算」ボタンをクリックすると、評価額が計算されます。  
 評価額を確認したら「入力終了(次へ)」ボタンをクリックしてください。  
 なお、全ての建物の評価額がお分かりの方は、「2 建物の評価額」の合計欄に評価額を直接入力してください。

#### 1 建物の評価

建物は、[固定資産税評価額](#)により評価します。

※ 「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」の評価方法等について  
 「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」は、区分所有建物の価額とその敷地(敷地権)の合計額によって評価します。詳しくは[国税庁ホームページのタックスアンサー](#)をご覧ください。  
 当コーナーでは、一定の場合に該当しない方は、「居住用の区分所有財産(いわゆる分譲マンション)」を入力して相続税の申告の要否を判定することはできませんので、ご注意ください。  
 なお、当コーナーで入力可能な場合は、当画面では、区分所有建物の価額を入力してください。

No	利用区分	所在地 持分割合	計算	評価額
1	自家用屋 <input type="text" value="[10桁以内]"/> [各全角20文字以内]	<input type="text" value="18,000,000"/> 円 東京都●●区●●町1丁目1-1 [各10桁以内] 持分あり <input type="checkbox"/>	計算	18,000,000円
2	自家用屋 <input type="text" value="[10桁以内]"/> [各全角20文字以内]	<input type="text" value=""/> 円 [各10桁以内] 持分あり <input type="checkbox"/>	計算	円
3	自家用屋 <input type="text" value="[10桁以内]"/> [各全角20文字以内]	<input type="text" value=""/> 円 [各10桁以内] 持分あり <input type="checkbox"/>	計算	円
4	自家用屋 <input type="text" value="[10桁以内]"/> [各全角20文字以内]	<input type="text" value=""/> 円 [各10桁以内] 持分あり <input type="checkbox"/>	計算	円
5	自家用屋 <input type="text" value="[10桁以内]"/> [各全角20文字以内]	<input type="text" value=""/> 円 [各10桁以内] 持分あり <input type="checkbox"/>	計算	円

前へ 1/2ページ 次へ

※ 建物が11件以上ある場合の入力方法は、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

#### 2 建物の評価額

⑤
  
 合計  円

⑦ < 戻る
⑥ 入力内容をクリア
⑧ 入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約
Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 居住用の区分所有財産（いわゆる分譲マンション）の評価方法等について説明しています。
- ③ 利用区分（自用家屋又は貸家）をプルダウンから選択し、固定資産税評価額や所在地、持分割合などを入力します。

当コーナーにおいては、利用区分が「貸家」の場合の評価は、借家権割合 30%、賃貸割合 100%で計算しており、賃貸割合を適用した家屋の評価（例：一の家屋に自己の居住用部分と貸家用部分が併用している場合など）には対応していませんので、ご注意ください。
- ④ 建物が 6 件以上ある場合は、「次へ」ボタンをクリックし、6 件目以降を入力します。

建物は最大 10 件まで入力できます。

なお、建物が 11 件以上ある場合、「No.1」から「No.9」欄までは 1 件ずつ入力し、「No.10」欄に 10 件目以降の建物の評価額等をまとめて入力します。

この場合、「所在地」には「●●区●●町 1 1 - 1 外○件」などと入力し、「持分あり」はチェックせず、「固定資産税評価額」には 10 件目以降の評価額（共有の建物は持分割合を計算した後の評価額）を合計して入力します。

入力が終了したら、「計算」ボタンをクリックします。
- ⑤ 「No.1」から「No.10」欄の評価額の合計が表示されます。既に、全ての建物の評価額がお分かりの場合は、評価額を「合計」欄に直接入力することもできます。

直接入力した評価額と「1 建物の評価」の評価額が一致しない場合は、確認のメッセージが表示されますので、入力内容を確認します。
- ⑥ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 建物の評価」及び「2 建物の評価額」欄の入力内容が全て削除されます。

「No.1」から「No.10」欄の入力内容を項目ごとに削除したい場合は、それぞれの固定資産税評価額等を削除し、「計算」ボタンをクリックします。
- ⑦ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ⑧ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ) >」ボタンをクリックします。

この事例では、「所在地」に「東京都●●区●●町 1 丁目 1 - 1」、「固定資産税評価額」に「18,000,000」と入力します。

なお、共有ではありませんので「持分あり」はチェックしません。

入力後、「計算」ボタンをクリックすると、建物の評価額が表示されます。

## 7 現金・預貯金の入力

建物の入力終了後、6ページの「相続財産等の入力」画面から現金・預貯金の「入力する」ボタンをクリックすると、「現金・預貯金の入力」画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

相続税の申告要否判定コーナー 入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

---

### 現金・預貯金の入力

① 当画面の入力例

次の項目について入力し、入力終了したら「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

**1 現金**

② [10桁以内] 10,000,000 円

---

**2 預貯金**

③ 預貯金の評価方法は[こちら](#)をご覧ください。  
 なお、「預入先」欄については、支店名についても入力してください。  
 (例)上段…金融機関名 下段…本支店名

④

No	預入先	金額
1	[各全角20文字以内] ▲▲銀行 ■支店	[10桁以内] 10,000,000 円
2	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円
3	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円
4	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円
5	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円
6	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円
7	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円
8	[各全角20文字以内]	[10桁以内] 円

※ 預入先が9件以上ある場合の入力方法は、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

---

**3 現金・預貯金の価額**

⑤ 合計 [10桁以内] 20,000,000 円

⑦ < 戻る
⑥ 入力内容をクリア
⑧ 入力終了(次へ) >

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 Copyright(C) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 現金の額を入力します。
- ③ 預貯金の評価方法について説明していますので、「[こちら](#)」をクリックしてご覧ください。
- ④ 「預入先」の上段は金融機関名を入力し、下段は本支店名を入力します。

「金額」は、相続開始の日現在の預入残高と相続開始の日現在において解約するとした場合に支払を受けることができる既経過利子の額（源泉徴収されるべき税額に相当する額を差し引いた金額）との合計額を入力します。ただし、定期預金、定期郵便貯金及び定額郵便貯金以外の預貯金については、課税時期現在の既経過利子の額が少額なものに限り、同時期現在の預入高を入力します。

なお、預入先が9件以上ある場合、「No.1」から「No.7」欄までは1件ずつ入力し、「No.8」欄に8件目以降の預入先の金額等をまとめて入力します。

この場合、「預入先」の上段には文字数に応じて「▲▲、●●、■ ■」など金融機関名、下段には「□□、○○、△△」など本支店名を入力し、文字数が超過する場合は「■ ■、▲▲、●● 外○件」などと入力します。

「金額」には8件目以降の預貯金を合計して入力します。

- ⑤ 「1 現金」及び「2 預貯金」欄の金額の合計が表示されます。既に、全ての現金・預貯金の金額がお分かりの場合は、金額を「合計」欄に直接入力することもできます。

直接入力した金額と「1 現金」及び「2 預貯金」欄の金額が一致しない場合は、確認のメッセージが表示されますので入力内容を確認します。

- ⑥ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 現金」、「2 預貯金」及び「3 現金・預貯金の価額」欄の入力内容が全て削除されます。

「No.1」から「No.8」欄の入力内容を項目ごとに削除したい場合は、それぞれの金額等を削除します。

- ⑦ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ⑧ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、「1 現金」に「10,000,000」と入力します。

また、「2 預貯金」の「預入先」の上段に「▲▲銀行」、下段に「■ ■支店」と入力し、「金額」は「10,000,000」と入力します。

## 8 債務・葬式費用の入力

現金・預貯金の入力終了した後、6ページの「相続財産等の入力」画面から債務・葬式費用の「入力する」ボタンをクリックすると、「債務・葬式費用の入力」画面が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY
入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナー

トップ画面

推奨環境等

法定相続人の数の入力

相続財産等の入力

申告要否判定

留意事項

印刷・終了

### 債務・葬式費用の入力

① 当画面の入力例

次の項目について入力し、入力終了したら「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

#### 1 債務

② 相続財産から差し引くことができる債務についてはこちらをご覧ください。

③

No	借入先など債権者の住所と氏名(名称)	金額
1	<small>[各全角20文字以内]</small> 東京都●●区●●町2丁目2-1 ▲▲銀行 ■■支店	<small>[10桁以内]</small> 1,100,000 円
2	<small>[各全角20文字以内]</small> <input type="text"/> <input type="text"/>	<small>[10桁以内]</small> <input type="text"/> 円
3	<small>[各全角20文字以内]</small> <input type="text"/> <input type="text"/>	<small>[10桁以内]</small> <input type="text"/> 円
4	<small>[各全角20文字以内]</small> <input type="text"/> <input type="text"/>	<small>[10桁以内]</small> <input type="text"/> 円

※ 借入先など債権者が5件以上ある場合の入力方法は、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

---

#### 2 葬式費用

④ 相続財産から差し引くことができる葬式費用についてはこちらをご覧ください。

⑤

No	支払先の住所と氏名(名称)	金額
1	<small>[各全角20文字以内]</small> 東京都●●区●●町2丁目2-2 ▲▲葬儀社	<small>[10桁以内]</small> 1,500,000 円
2	<small>[各全角20文字以内]</small> <input type="text"/> <input type="text"/>	<small>[10桁以内]</small> <input type="text"/> 円

※ 支払先が3件以上ある場合の入力方法は、[当画面の入力例](#)をご覧ください。

---

#### 3 債務・葬式費用の価額

⑥

合計	<small>[10桁以内]</small> 2,600,000 円
----	---------------------------------------

⑧ < 戻る

⑦ 入力内容をクリア

⑨ 入力終了(次へ)>

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約
Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY/ All Rights Reserved.

- ① 「当画面の入力例」が表示されます。
- ② 相続財産から差し引くことのできる債務について説明していますので、「[こちら](#)」をクリックしてご覧ください。
- ③ 「借入先など債権者の住所と氏名（名称）」欄には、例えば銀行からの借入れがある場合には、その銀行の住所を上段に、銀行名及び本支店名を下段に入力します。  
「金額」は、債務の金額を入力します。  
なお、債務が5件以上ある場合は、「No.1」から「No.3」欄までは1件ずつ入力し、「No.4」欄に4件目以降の借入先の金額等をまとめて入力します。  
この場合、「借入先など債権者の住所と氏名（名称）」の上段には「●●区●●町2-2-1」、下段には「▲▲銀行■支店、国税太郎の未払金、国税未納分 外○件」などを入力し、「金額」には4件目以降の債務を合計して入力します。
- ④ 相続財産から差し引くことのできる葬式費用について説明していますので、「[こちら](#)」をクリックしてご覧ください。
- ⑤ 「支払先の住所と氏名（名称）」は、葬式費用の支払先の住所を上段に、名称等を下段に入力します。  
「金額」は、葬式費用の金額を入力します。  
なお、葬式費用の支払先が3件以上ある場合は、「No.1」欄は1件目を入力し、「No.2」欄に2件目以降の葬式費用をまとめて入力します。  
この場合、「支払先の住所と氏名（名称）」の上段には「●●区●●町2-2-2」、下段には「▲▲葬儀社、●●タクシー 外○件」などを入力し、「金額」には葬式費用を合計して入力します。
- ⑥ 「1 債務」及び「2 葬式費用」欄の金額の合計が表示されます。既に、全ての債務・葬式費用の金額がお分かりの場合は、その金額を「合計」欄に直接入力することもできます。  
直接入力した金額と「1 債務」及び「2 葬式費用」欄の金額が一致しない場合は、確認のメッセージが表示されますので入力内容を確認します。
- ⑦ 「入力内容をクリア」ボタンをクリックすると、「1 債務」、「2 葬式費用」及び「債務・葬式費用の価額」欄の入力内容が全て削除されます。  
入力内容を項目ごとに削除したい場合は、それぞれの金額等を削除します。
- ⑧ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ⑨ 入力が終了し、内容に誤りがなければ、「入力終了(次へ)>」ボタンをクリックします。

この事例では、「1 債務」の「借入先など債権者の住所と氏名（名称）」の上段に「東京都●●区●●町2丁目2-1」、下段に「▲▲銀行■支店」と入力し、「金額」は「1,100,000」と入力します。

また、「2 葬式費用」の「支払先の住所と氏名（名称）」の上段に「東京都●●区●●町2丁目2-2」、下段に「▲▲葬儀社」と入力し、「金額」は「1,500,000」と入力します。

## 9 「相続財産等の入力」画面（入力後）

「土地等」、「建物」、「現金・預貯金」及び「債務・葬式費用」の入力が終了した後、「相続財産等の入力」画面に各項目の入力結果が反映されます。

国税庁 相続税の申告要否判定コーナー 入力例・FAQ等

**相続財産等の入力**

トップ画面 > 推奨環境等 > 法定相続人の数の入力 > **相続財産等の入力** > 申告要否判定 > 留意事項 > 印刷・終了

該当する項目の「入力する」ボタンをクリックし、画面の案内に従って入力してください。  
 入力が終了した項目については、「訂正・内容確認」ボタンが表示されるとともに「金額」欄に入力結果が表示されます。  
 該当する全ての項目の入力が終了したら「次へ進む」ボタンをクリックしてください。

相続財産の金額の算出方法（評価方法）はこちら

当画面の入力例

**相続財産**

項目	金額	操作
土地等	72,600,000 円	訂正・内容確認
建物	18,000,000 円	訂正・内容確認
有価証券	- 円	入力する
現金・預貯金	20,000,000 円	訂正・内容確認
生命保険金等・死亡退職金等	- 円	入力する
その他の財産	- 円	入力する
相続時精算課税適用財産	- 円	入力する
相続財産の合計額	<b>110,600,000 円</b>	

**債務及び葬式費用**

項目	金額	操作
債務・葬式費用	2,600,000 円	訂正・内容確認
債務及び葬式費用の合計額	<b>2,600,000 円</b>	

**相続開始前3年以内の贈与財産**

項目	金額	操作
相続開始前3年以内の贈与財産	- 円	入力する
相続開始前3年以内の贈与財産の合計額	<b>- 円</b>	

**教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額**

項目	管理残額	操作
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額	- 円	入力する
教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額	<b>- 円</b>	

**i** 作成を中断する場合は、下の「入力データを一時保存する」ボタンをクリックしてください。

**②** 入力データを一時保存する

**③** 前に戻る 次へ進む **④**

- ① 入力した項目の「入力する」ボタンが「訂正・内容確認」ボタンに変わり、「金額」欄に各項目の入力結果が反映されます。  
内容を訂正又は確認する場合は、「訂正・内容確認」ボタンをクリックし、各項目の入力画面から訂正又は確認を行います。
- ② 「入力データを一時保存する」ボタンをクリックすると、入力したデータを保存することができます。  
また、保存したデータは、「トップ画面」の「保存データを利用して判定を再開する」ボタンからデータを読み込むことで再開することができます。
- ③ 「前に戻る」ボタンをクリックすると、「法定相続人の数の入力」画面へ戻ります。
- ④ 内容を確認し、誤りがなければ、「次へ進む」ボタンをクリックします。

## 10 申告要否判定

「相続財産等の入力」が終了した後、「申告要否判定」画面に相続税の申告要否の判定結果が表示されます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY

相続税の申告要否判定コーナー

入力例・FAQ等

トップ画面
推奨環境等
法定相続人の数の入力
相続財産等の入力
申告要否判定
留意事項
印刷・終了

### 申告要否判定

申告要否判定結果を確認してください。

なお、「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」と「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用して税額計算のシミュレーションを行う場合は、「特例適用・税額計算シミュレーション」ボタンをクリックしてください。

「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」と「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用して税額計算のシミュレーションを行わない場合は、「確認終了(次へ)>」ボタンをクリックしてください。

**① 1 申告要否判定**

入力結果は以下のとおりです。

No	項目	金額
1	相続財産の合計額	110,600,000 円
2	債務及び葬式費用の合計額	2,600,000 円
3	純資産価額(1-2)(赤字のときは0)	108,000,000 円
4	相続開始前3年以内の贈与財産の合計額	0 円
5	教育資金・結婚子育て資金の一括贈与に係る非課税の管理残額の合計額	0 円
6	遺産に係る基礎控除額	48,000,000 円
7	課税遺産総額(3+4+5-6)(赤字のときは0)	60,000,000 円

「7 課税遺産総額」が 60,000,000 円ですので、相続税の申告が必要です。  
 ※ この判定結果は、あくまでおおよそですので、ご注意ください。

※1 相続税の具体的な計算例についてはこちらをご覧ください。

※2 上記の判定結果が「0」の場合であっても、遺産分割の内容によっては相続税の申告が必要となる場合があります。詳しくはこちらをご覧ください。

**② 2 小規模宅地等の特例及び配偶者の税額軽減(配偶者控除)を適用した場合の税額計算シミュレーション**

相続等により取得した財産の額が、遺産に係る基礎控除額を超える場合であっても、相続税の申告を行うことにより、次のような特例を適用することで相続税がかからない場合もあります。

ここでは、「小規模宅地等の特例(特定居住用宅地等)」と「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用した場合の税額計算のシミュレーションを行うことができます。

**【ご注意ください】**

※1 この税額計算シミュレーションは、あくまで税額の目安を示すものですので、シミュレーション結果を相続税の申告書に転記することはできません。正確な税額については、相続税の申告書を用いて計算してください。  
 詳しくは「相続税の申告のしかた」をご覧ください。

※2 相続人のうち、被相続人の子供、父母や兄弟姉妹が既に亡くなっている場合や被相続人に養子がいる場合、また、相続人が入るを超える場合は、「配偶者の税額軽減(配偶者控除)」を適用した場合の税額シミュレーションはご利用いただけません。

**1 小規模宅地等の特例**

被相続人又は被相続人と生計を一にしていた被相続人の親族の事業の用又は居住の用に供されていた宅地等がある場合には、一定の要件の下に、相続税の課税価格に算入すべき価額の計算上、一定割合を減額します。

なお、シミュレーションでは、特定居住用宅地等(被相続人等の居住の用に供されていた宅地等)を選択適用する場合のみ対応しており、事業用の宅地等には対応していません。

**2 配偶者の税額軽減(配偶者控除)**

被相続人の配偶者の課税価格が1億6,000万円までか、配偶者の法定相続分相当額までであれば、配偶者に相続税はかかりません。

※ 1及び2の特例を適用するためには、相続税の申告が必要です。

特例適用・税額計算シミュレーション

(注)特例を適用せずに、税額を計算することもできます。

**③** < 戻る

確認終了(次へ) > **④**

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約
Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY / All Rights Reserved.

- ① 相続税の申告要否の判定結果が表示されます。
- ② 小規模宅地等の特例及び配偶者の税額軽減（配偶者控除）を適用した場合の税額計算シミュレーションを行うことができます。操作方法については、「特例適用・税額計算シミュレーションの入力編」をご覧ください。
- ③ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「相続財産等の入力」画面へ戻ります。
- ④ 相続税の申告要否の判定結果を確認し、「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

この事例では、「7 課税遺産総額」が 60,000,000 円となりますので、相続税の申告が「必要」と判定されます。

## 11 留意事項

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY入力例・FAQ等

相続税の申告要否判定コーナー

トップ画面 推奨環境等 法定相続人の数の入力 相続財産等の入力 申告要否判定 留意事項 印刷・終了

### 留意事項

相続税の申告をされる場合は、以下の事項にご留意ください。

**①** 相続税の申告書の提出期限

相続税の申告書の提出期限（以下「申告期限」といいます。）は、相続の開始があったことを知った日（通常の場合は、被相続人の死亡の日）の翌日から10か月目の日です。

申告期限の日が日曜日・祝日などの休日又は土曜日に当たるときは、これらの日の翌日が相続税の申告期限となります。

さらに詳しくお知りになりたい方は、[「相続税の申告のしかた」](#)をご覧ください。

---

相続税の申告書の提出先

相続税の申告書は、被相続人の死亡の時にける住所地を所轄する税務署長に提出します。

相続人の住所地を所轄する税務署長ではありませんのでご注意ください。

提出先税務署は[こちら](#)からご確認ください。

---

相続税の申告書の提出方法

相続税の申告書は、同じ被相続人から相続、遺贈や相続時精算課税に係る贈与によって財産を取得した人が共同で作成して提出することができます。

しかし、これらの人の中で連絡がとれない場合やその他の事由で申告書を共同で作成して提出することができない場合には、別々に申告書を提出しても差し支えありません。

なお、相続税の申告書は、e-Tax（電子申告）で提出（送信）することができます。詳しくは、[「相続税e-Tax特設サイト」](#)をご覧ください。

---

相続税の納付

相続税は、原則として、法定納期限（相続の開始があったことを知った日の翌日から10か月目の日）までに金銭で納付することになっています。

なお、法定納期限までに金銭で一時に納付することが困難な事由がある場合には、例外的な納付方法である延納又は物納が認められています。

[「相続税・贈与税の延納の手引」](#)

[「相続税の物納の手引」](#)

---

相続税に関するご相談について

相続税についてお調べになりたい場合は、国税庁ホームページの[タックスアンサー](#)をご覧ください。

また、国税庁ホームページのタックスアンサーで解決できない場合は、各国税局に設置する「電話相談センター」において、国税局の職員等がお答えしています（[国税相談専用ダイヤル0570-00-5901](#)に電話していただき、音声ガイダンスに従って相談する内容の番号（相続税の相談は「3」）を選択してください。）。

具体的に書類や事実関係を確認する必要がある場合など、タックスアンサーや電話相談センターによる解決が困難な相談については、所轄の税務署において面接相談を受け付けています。面接相談は、面接時間を十分に確保するほか、ご持参いただく書類等をお伝えする必要があることから、電話等で事前に相談日時等をご予約いただいています（所轄の[税務署](#)の代表電話番号におかけいただき、音声ガイダンスに従って「2」を選択してください。）。

※1 「050」から始まるIP電話等、国税相談専用ダイヤル（ナビダイヤル）をご利用になれない方は、所轄の税務署の代表電話番号におかけいただき、音声ガイダンスが流れますので「1」を選択していただくと、電話相談センターにつながります。

※2 国税庁ホームページ等をご案内することがありますので、スマートフォン・パソコン・タブレット等をお持ちの方は、お手元にご用意ください。

---

税理士をお探しの方へ

税理士等をお探しの場合は、日本税理士会連合会ホームページ内の税理士情報検索サイト  
[【https://www.zeirishikensaku.jp】](https://www.zeirishikensaku.jp)で税理士等の検索が可能です。

② < 戻る 確認終了（次へ） > ③

お問い合わせ | 個人情報保護方針 | 利用規約 Copyright(c) NATIONAL TAX AGENCY All Rights Reserved.

25

- ① 相続税の申告書の提出期限などについて説明しています。
- ② 「<戻る」ボタンをクリックすると、「申告要否判定」画面へ戻ります。
- ③ 内容を確認し、「確認終了（次へ）>」ボタンをクリックします。

## 12 相続税の申告要否検討表の印刷

入力した相続財産の内容や相続税の申告要否の判定結果などを反映した「相続税の申告要否検討表」の印刷及び入力データの保存を行うことができます。

国税庁 NATIONAL TAX AGENCY相続税の申告要否判定コーナー [入力例・FAQ等](#)

トップ画面 推奨環境等 法定相続人の数の入力 相続財産等の入力 申告要否判定 留意事項 印刷・終了

### 入力内容の確認・印刷

#### 入力内容の確認

入力内容については、「[相続税の申告要否検討表](#)」を出力して確認することができます。

税務署から「相続についてのお尋ね」が届いた方は、お尋ねの提出に代えて、「相続税の申告要否検討表」をe-Tax(イメージデータ[PDF形式])または書面で税務署へ提出することができます。

なお、「相続税の申告要否検討表」を提出するために、[亡くなられた人の住所・氏名等](#)や提出者及び作成税理士の氏名等の欄を入力する場合には、「住所・氏名等の入力」ボタンをクリックしてください(住所・氏名等の欄は入力せず、印刷した「相続税の申告要否検討表」に手書きで記入しても差し支えありません。)

① 住所・氏名等の入力

#### 相続税の申告要否検討表の出力・印刷

「相続税の申告要否検討表」の印刷に当たっては、以下の事項にご留意ください。

- 印刷する「相続税の申告要否検討表」は、Adobe Acrobat Readerで開いてください。  
Adobe Acrobat Readerをインストールしていない方は、以下のサイトからダウンロードしてください。  
[→Adobe Acrobat Readerのダウンロード](#)
- 「相続税の申告要否検討表」は、A4サイズの「普通紙」を使用して印刷(片面・両面可)してください。

### i 印刷の手順

手順1 右の「帳票表示・印刷」ボタンをクリックしてください。 ② 帳票表示・印刷

手順2 画面右上のフォルダーアイコン(「ダウンロードフォルダーを開く」または「フォルダーに表示」)をクリックしてください。  
※ブラウザでPDFファイルが表示される可能性がありますので、「ファイルを開く」をクリックしないでください。

手順3 保存したPDFファイルを右クリックして、「プログラムから開く」を選択してAdobe Acrobat Readerで表示・印刷してください。  
[→帳票の印刷で分からないことがある方はこちら](#)

#### e-Tax(イメージデータ[PDF形式])で提出する場合

③ 【アンケートのお願い】  
このホームページに関する[アンケート](#)にご協力ください。

※ 「終了」ボタンをクリックすると、「相続税の申告要否判定コーナー」トップ画面へ戻ります。  
ご利用ありがとうございました。

⑤ < 戻る

④ 入力データを保存する

⑥ 終了

- ① 「住所・氏名等の入力」ボタンをクリックすると、「相続税の申告要否検討表」の亡くなった人の住所・氏名等や提出者及び作成税理士の氏名等の欄を入力することができます。  
なお、操作方法については、「住所・氏名等の入力編」をご覧ください。
- ② 「帳票表示・印刷」ボタンをクリックすると、入力した相続財産の内容や相続税の申告要否の判定結果などを反映した「相続税の申告要否検討表」が表示されます。
- ③ 相続税の申告要否判定コーナーのアンケートを実施していますので、ご意見・ご感想がありましたらお寄せください。
- ④ 「入力データを保存する」ボタンをクリックすると、入力したデータを保存することができます。  
また、保存したデータは、「トップ画面」の「保存データを利用して判定を再開する」ボタンからデータを読み込むことで保存したデータを確認することができます。
- ⑤ 「<戻る」ボタンをクリックすると、「留意事項」画面へ戻ります。
- ⑥ 「終了」ボタンをクリックすると、相続税の申告要否判定コーナーを終了し、トップ画面へ戻ります。